

議案第100号の参考資料

## 特別職報酬等改定案

&lt;期末手当の支給割合&gt;

市長、副市長及び教育長

	6月期	12月期	総支給割合
令和3年度 (現 行)	2. 225月	2. 225月	4. 45月
令和3年度 (改定案)	2. 225月	2. 075月	4. 30月
令和4年度以降 (改定案)	2. 15月	2. 15月	4. 30月

備考 適用年月日は、令和3年12月1日からとする。ただし、令和4年度以降の期末手当については、令和4年4月1日からとする。